令和2年度

山梨県後期高齢者医療広域連合歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

第1	審査の	対象	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
第2	審査の	期日		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
第3	審査の)方法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
第4	審査の	結果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
第5	審査の	機要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2
	(1)	歳入詞	裁出	決	算	書	及`	び	歳	入	歳	出	決	算	事	項	別	明	細	書	•	•	•	•	•	Р	2
	(2)	実質』	又支	に	関	す	る	調	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	6
	(3)	財産に	こ関	す	る	調	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	7
第6	意見・						•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	8

第1 審査の対象

令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書等

- ·一般会計歳入歳出決算書
- •一般会計歲入歲出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書(一般会計)
- 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書(後期高齢者医療特別会計)
- ・財産に関する調書

第2 審査の期日

令和3年8月24日

第3 審査の方法

審査にあたっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証書類と照合しながら実施した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められた。

また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められた。

第5 審査の概要

(1) 歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書

① 一般会計

1. 決算の収支状況

(単位:千円)

				令和2年度①	令和元年度②	1)-2
予算	現	額	A	521,808	558,132	△ 36,324
歳入	総	額	В	521,790	558,140	△ 36,350
歳出	総	額	С	494,038	539,742	△ 45,704
歳入歳出差	引額	(B-C)	D	27,752	18,398	9,354
予算執行	本	歳入	В/А	100.0%	100.0%	-
J 异 郑 1]	'T'	歳出	C/A	94.7%	96.7%	_

令和元年度と比較すると歳入は、3,635万円の減となっている。これは、財政調整基金の減額補正により、繰入金が減となったためである。 歳出は、4,570万4千円の減である。これは、議会費、総務費、民生費などが減となったためである。

2. 歳入予算の執行状況

(単位:円)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額	収入未済額	収入率 C/A
分担金及び負担金	503,384,000	503,384,973	503,384,973	0	0	100.0%
財産収入	6,000	1,241	1,241	0	0	20.7%
繰入金	0	0	0	0	0	-
繰越金	18,397,000	18,397,956	18,397,956	0	0	100.0%
諸収入	21,000	5,636	5,636	0	0	26.8%
計	521,808,000	521,789,806	521,789,806	0	0	100.0%

予算現額 5 億 2,180 万 8 千円(当初予算 5 億 3,425 万 4 千円、補正予算 \triangle 1,244 万 6 千円)に対し、調定額、収入済額ともに 5 億 2,178 万 9,806 円である。

3. 歳出予算の執行状況

(単位:円)

区分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A	構成比
議会費	1,159,000	910,590	0	248,410	78.6%	0.2%
総務費	167,149,000	165,691,537	0	1,457,463	99.1%	33.5%
民生費	338,273,000	313,213,145	0	25,059,855	92.6%	63.4%
諸支出金	14,227,000	14,222,241	0	4,759	100.0%	2.9%
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0%	0.0%
計	521,808,000	494,037,513	0	27,770,487	94.7%	100.0%

予算現額 5 億 2, 180 万 8 千円 (当初予算 5 億 3, 425 万 4 千円、補正予 算 \triangle 1, 244 万 6 千円) に対し、支出済額 4 億 9, 403 万 7, 513 円を差し引いた不用額は、2,777 万 487 円である。

② 後期高齢者医療特別会計

1. 決算の収支状況

(単位:千円)

				令和2年度①	令和元年度②	1)-2
予算	算 現	額	A	104,906,607	106,860,226	△ 1,953,619
歳	入総	額	В	103,844,909	105,566,613	△ 1,721,704
歳と	出 総	額	С	101,502,700	104,755,523	△ 3,252,823
歳入歳出	歳入歳出差引額(B-C)		D	2,342,209	811,090	1,531,119
子質 劫 行 恋		歳入	B/A	99.0%	98.8%	1
7 异 郑	予算執行率		C/A	96.8%	98.0%	-

令和元年度と比較すると、歳入は、17億2,170万4千円の減である。 これは、県支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金、諸収入などが 減となったためである。

歳出は、32億5,282万3千円の減である。これは、総務費、保険給付費、諸支出金などが減となったためである。

2. 歳入予算の執行状況

(単位:円)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額	収入未済額	収入率 C/A
市町村支出金	17,598,939,000	17,585,271,567	17,585,271,567	0	0	99.9%
国庫支出金	35,534,983,000	35,729,072,364	35,729,072,364	0	0	100.5%
県支出金	8,439,134,000	8,431,951,394	8,431,951,394	0	0	99.9%
支払基金交付金	41,682,391,000	40,769,159,042	40,769,159,042	0	0	97.8%
特別高額医療費 共同事業交付金	19,000,000	36,419,589	36,419,589	0	0	191.7%
財産収入	146,000	34,302	34,302	0	0	23.5%
繰入金	690,519,000	313,213,145	313,213,145	0	0	45.4%
繰越金	811,090,000	811,090,236	811,090,236	0	0	100.0%
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	0	0	0.0%
諸収入	130,404,000	180,803,081	168,697,665	548,018	11,557,398	129.4%
計	104,906,607,000	103,857,014,720	103,844,909,304	548,018	11,557,398	99.0%

予算現額 1,049 億 660 万 7 千円 (当初予算 1,046 億 556 万 8 千円、補正予算 3 億 103 万 9 千円) に対し、調定額 1,038 億 5,701 万 4,720 円、収入済額 1,038 億 4,490 万 9,304 円である。不納欠損額 54 万 8,018 円は、医療費返納金のうち本人が死亡し、その後相続人の特定ができないなどにより、5 年の債権の時効を迎えたものであり、収入未済額 1,155 万 7,398 円は、第三者行為納付金と医療費返納金の未納分である。

3. 歳出予算の執行状況

(単位:円)

区分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A	構成比
総務費	375,012,000	345,032,215	0	29,979,785	92.0%	0.3%
保険給付費	103,138,628,000	99,795,408,152	0	3,343,219,848	96.8%	98.3%
特別高額医療費 共同事業拠出金	34,080,000	33,323,311	0	756,689	97.8%	0.0%
保健事業費	134,656,000	111,034,000	0	23,622,000	82.5%	0.1%
基金積立金	59,395,000	59,283,302	0	111,698	99.8%	0.1%
公債費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0%	0.0%
諸支出金	1,161,836,000	1,158,619,188	0	3,216,812	99.7%	1.1%
予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	0.0%	0.0%
計	104,906,607,000	101,502,700,168	0	3,403,906,832	96.8%	100.0%

予算現額 1,049 億 660 万 7 千円(当初予算 1,046 億 556 万 8 千円、補正予算 3 億 103 万 9 千円)に対し、支出済額 1,015 億 270 万 168 円を差し引いた不用額は、34 億 390 万 6,832 円である。

(2) 実質収支に関する調書

① 一般会計

(単位:円)

			令和元年度
歳 入 総 額	A	521,789,806	558,140,214
歳出総額	В	494,037,513	539,742,258
歳入歳出差引額(A-B)	С	27,752,293	18,397,956
翌年度に繰り越すべき財源	D	0	0
実質収支額(C-D)	Е	27,752,293	18,397,956
前年度実質収支額	F	18,397,956	21,303,315
単年度収支額(E-F)	G	9,354,337	△ 2,905,359

令和2年度の財政収支について、歳入歳出差引額は2,775万2,293円であり、実質収支額は翌年度に繰越すべきものがないため、同額となっている。

② 後期高齢者医療特別会計

(単位:円)

		令和2年度	令和元年度
歳 入 総 額 A		103,844,909,304	105,566,613,878
歳出総額	В	101,502,700,168	104,755,523,642
歳入歳出差引額(A-B)	С	2,342,209,136	811,090,236
翌年度に繰り越すべき財源	D	0	0
実質収支額(C-D)	Е	2,342,209,136	811,090,236
前年度実質収支額	F	811,090,236	1,885,424,914
単年度収支額(E-F)	G	1,531,118,900	△ 1,074,334,678

令和 2 年度の財政収支について、歳入歳出差引額は 23 億 4,220 万 9,136 円であり、実質収支額は翌年度に繰越すべきものがないため、同額となっている。

(3) 財産に関する調書

① 物 品

(取得金額:50万円以上)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
レセプト保管用平行移動書庫一式	1		1
公会計システム(PPPver.5フルパック版)	1		1

② 基 金

1. 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(単位:千円)

区	分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
現	金	70, 693	14, 222	84, 915

2. 山梨県後期高齢者医療給付基金

(単位:千円)

区	分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
現	金	1, 809, 646	32	1, 809, 678

3. 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金

(単位:千円)

区	分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
現	金	32, 246	59, 251	91, 497

第6 意見

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費財源については、その多くが市町 村からの負担金によるものであるため、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続 き経常経費の節減に取り組まれたい。

毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費については、令和2年度の被保険者数は0.37%の増であったのに対し、一人当たり医療費は2.91%の減となっている。この要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、医療機関受診者が減少したことなどが考えられる。

今後の社会情勢や新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の動向に注視しながら、更なる医療費の適正化に努められたい。

後発医薬品については、厚生労働省の都道府県別後発医薬品割合によると、令和2年9月時点において山梨県全体では80.8%となり、国が目標としていた80%に達している。さらに、令和3年2月時点と前年同月との比較では3.0ポイントの上昇となっている。しかし、医療費削減は保険者に求められる重要な課題であり、今後においても後発医薬品の使用促進の他、健康増進事業等を市町村と相互に連携しながら継続していくことに取り組まれたい。

基金については、短期の定期預金で、低金利ではあるが効率よく管理されている。 また、時間外勤務が昨年と同様に必要最小限となっていることから、今後も引き 続き業務の見直しや効率化を図り、さらなる執務体制の改善に取り組まれたい。

なお、負担区分の変更等で生じた医療費の返納金や交通事故による第三者行為求 償事務については、公平・公正を保つ意味でも、更なる取り組み強化を図られたい。

新型コロナウイルス感染症による影響、また2025年までにすべての「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者になるなど、今後も医療費の増大が懸念される。

高齢者医療制度の円滑な運営を図るためにも、国や県、市町村との連携をより一層深め、後期高齢者に対する適切な医療給付を行うとともに、引き続き経費削減に取り組み、今後も適正かつ効率的な予算執行に努められたい。